

沖縄の自己破産実態調査

平成23年12月

沖縄県司法書士会

沖縄県司法書士会では、県下の自己破産申立者の実態調査を行い始めてから、今年で17年になります。この実態調査の結果を分析し、県下における破産者の実態を少しでも明らかにして、その実情をお知らせし、多重債務問題解決の手掛かりとすべく今年度も調査を行いました。

県下の破産、特定調停、個人再生

- ① 平成16年までの自己破産申立件数（会社関係を除く）は、3年連続で2000件を超えていました。平成17年以降は、年々減少していき、平成22年は968件でした。また、本年（平成23年）の前半期は458件であり、平成22年前半期の464件より若干減少しています。
- ② 平成22年の特定調停申立件数は、351件であり、平成21年の866件の半分以下になっています。
- ③ 個人民事再生申立件数も、平成17年の228件をピークに減少しており、平成22年は97件でした。

なお、上記で紹介した統計資料のうち、本年の前半期の自己破産申立件数は平成22年より減少しており、平成22年の特定調停申立件数も、前年の件数から半分以下に減少しています。

もっとも、弁護士・認定司法書士による債務整理手続きが一般的に認知されるようになり、今まで特定調停申立をしていたようなケースや、破産の選択しかないと思われたケースについても、弁護士・認定司法書士が、債権調査による債権債務額の確定・減少をおこなったうえで裁判外の和解（任意和解）により解決している事例も多数存在しています。

そのため、自己破産申立件数と特定調停申立件数の合計の件数だけをみて、多重債務者数がピーク時の半数以下になっているとは言えません。ただ、上記資料からも、多重債務者数が減少傾向にあるのは明らかであると言えます。

本年の破産申立調査と関連問題

本年も、1月1日から6月30日までの新規破産申立者についての調査を行いました。この間の県下の新規破産申立件数は458件（会社関係を除く）になっており、当会の調査はこのうち126件で、全体の約27%の申立者の調査になっています。

沖縄本島中南部の会員からの調査が主ですので、必ずしも全県下の傾向を反映できていない面

もあろうかと思えます。しかし、債務者と面談して破産申立書を起案した当会会員からの調査結果は、かなりの正確性を持つものと確信します。

調査結果の数値とコメントは、「調査報告」（後記掲載）に譲りますが、いくつかの関連する問題について指摘しておきます。

(1) 本年は、昨年より自己破産申立件数が若干減少しています。

	H23年 (1月～6月)	前 年 比	H22年 (1月～6月)	H21年 (1月～6月)	H20年 (1月～6月)	H19年 (1月～6月)	H18年 (1月～6月)
那覇地裁	231	87%	266	255	280	344	370
沖縄支部	168	128%	131	110	175	201	301
名護支部	27	100%	27	33	27	45	76
平良支部	7	37%	19	10	14	19	17
石垣支部	25	119%	21	29	18	14	20
合計	458	99%	464	437	514	623	784
年間合計	—	—	968(464)	960	1081	1219	1529

※ () 内は1月～6月までの件数

(2) 特定調停申立事件について、各簡易裁判所の件数を紹介します。

特定調停申立事件数

	H23年 (1月～6月)	H22年	H21年	H20年	H19年	H18年
那覇簡裁	57	223	483	1148	2297	3321
沖縄簡裁	44	86	221	560	1159	1579
名護簡裁	1	26	127	240	537	841
平良簡裁	1	16	18	113	156	178
石垣簡裁	0	0	17	21	43	40
合計	103	351	866	2082	4192	5959

(3) 個人民事再生（小規模・給与）申立について各裁判所の件数を紹介します。

個人民事再生（小規模・給与）申立件数

	H23年 (1月～6月)			H22年			H21年			H20年			H19年			H18年		
	小規模	給与	計	小規模	給与	計	小規模	給与	計	小規模	給与	計	小規模	給与	計	小規模	給与	計
那覇地裁	13	6	19	29	20	49	55	25	80	56	37	93	54	37	91	51	47	98
沖縄支部	8	2	10	23	9	32	32	6	38	51	10	61	47	11	58	39	20	59
名護支部	4	1	5	8	0	8	9	1	10	13	0	13	12	4	16	8	2	10
平良支部	1	0	1	2	0	2	1	0	1	1	1	2	0	0	0	2	1	3
石垣支部	1	0	1	3	3	6	3	3	6	0	3	3	7	2	9	2	1	3
合計	27	9	36	65	32	97	100	35	135	121	51	172	120	54	174	102	71	173

(4) 改正貸金業法の完全施行について

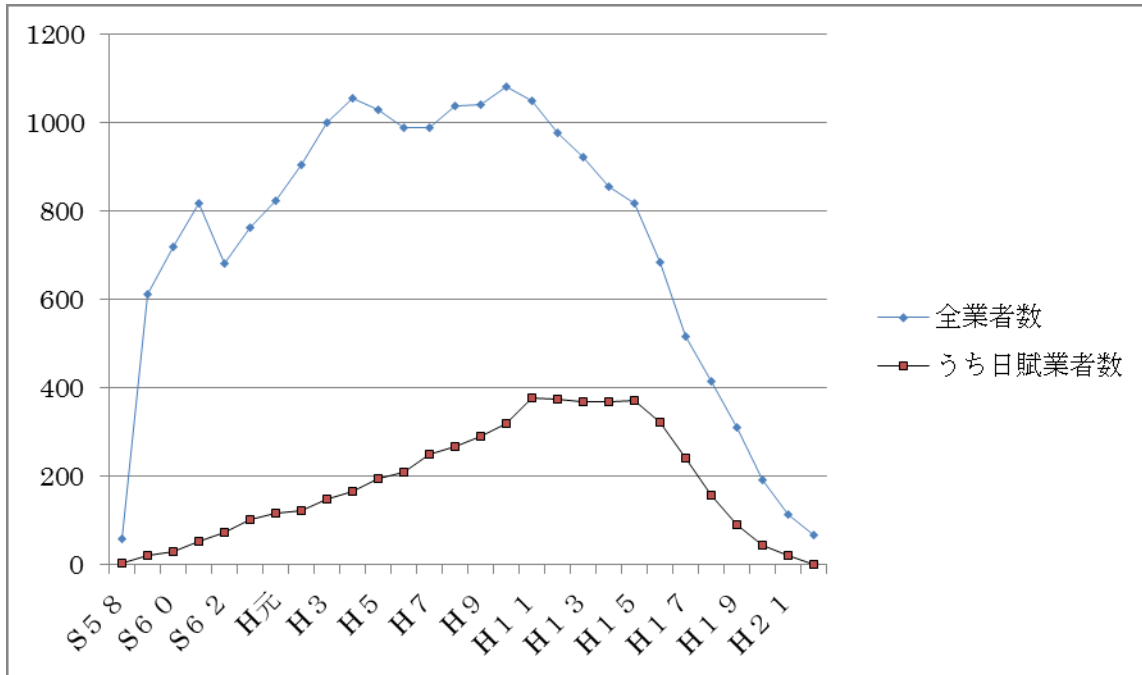
平成22年6月18日に、有効金利の引き下げや無担保ローンの貸付を年収の3分の1以下とする総量規制などの改正貸金業法が完全施行されました。これにより、返済のための借入を繰り返してきた方が、新たな借入ができなくなり、経済的に行き詰まってしまうのではないかと懸念されていました。しかし、今回の調査では、施行からまだ1年しか経っていないため、借入金額の減少の他は、特に目立った影響は見られませんでした。破産申立件数の増減等について、総量規制等の影響が本格的に顕在化するであろう今後数年を継続的に見守っていく必要があります。

(5) 沖縄県知事登録貸金業者数の推移

沖縄県知事登録の貸金業者は、ピーク時の1081業者（平成10年）から67業者（平成22年度）に減少しています。特に日賦業者は378業者（平成11年）から2業者（平成22年度）に激減しています。

沖縄県知事登録貸金業者の推移

年度	全業者数		うち日賦業者数		
	(年度末)	伸び率	(年度末)	伸び率	対全業者比
S58	60	-	3	-	5.0%
S59	613	921.7%	21	600.0%	3.4%
S60	721	17.6%	29	38.1%	4.0%
S61	820	13.7%	53	82.8%	6.5%
S62	682	△16.8%	75	41.5%	11.0%
S63	763	11.9%	103	37.3%	13.5%
H 元	824	8.0%	117	13.6%	14.2%
H2	907	10.1%	122	4.3%	13.5%
H3	1001	10.4%	148	21.3%	14.8%
H4	1055	5.4%	167	12.8%	15.8%
H5	1031	△2.3%	196	17.4%	19.0%
H6	991	△3.9%	209	6.6%	21.1%
H7	989	△0.2%	249	19.1%	25.2%
H8	1038	5.0%	268	7.6%	25.8%
H9	1043	0.5%	290	8.2%	27.8%
H10	1081	3.6%	321	10.7%	29.7%
H11	1051	△2.8%	378	17.8%	36.0%
H12	979	△6.9%	375	△0.8%	38.3%
H13	922	△5.8%	368	△1.9%	39.9%
H14	856	△7.2%	369	0.3%	43.1%
H15	818	△4.4%	372	0.8%	45.5%
H16	684	△16.4%	322	△13.4%	47.1%
H17	516	△24.6%	241	△25.2%	46.7%
H18	416	△10.4%	157	△34.9%	37.7%
H19	310	△25.5%	91	△42.9%	29.4%
H20	192	△38.1%	44	△51.6%	22.9%
H21	114	△40.6%	20	△54.5%	17.5%
H22	67	△41.2%	2	△90.0%	3.0%



引用：平成 23 年度第 1 回沖縄県多重債務対策協議会 「多重債務問題への各構成団体等の取組み状況」

沖縄県環境生活部県民生活課提出資料

(6) ヤミ金融について

改正貸金業法の完全施行により、借入が困難になった方がヤミ金融等の違法業者に流れるのではないかとの懸念がありましたが、今回の破産調査からは施行前と比較し、ヤミ金融業者の顕著な増加は見られませんでした。ただ、平成23年度は、沖縄においてヤミ金融の相談件数に若干の増加傾向がみられるため、今後も注視する必要があります。

ヤミ金融に関する県民からの相談件数について

※斜線部分は、集計なし

単位：件

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (6月現在)
沖縄県司法書士会	7	5	3	6	0	0	1	2	1
日本貸金業協会沖縄県支部	7	4	12	43		9	11	9	3
沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会			105		24	37	39	14	14
財団法人沖縄県労働者福祉基金協会								0	0
沖縄総合事務局財務部金融監督課		27	8	9	6	3	4	6	3
那覇市市民生活相談室	34	49	66	41		8	8	6	8
沖縄市市民生活課	34	39	13	21	84	47	45	58	0
宜野湾市市民生活課	14	7	5	14	4	1	10	5	4
沖縄県警察本部生活保安課	479	291	150	420	474	436	341	324	247
沖縄県県民生活センター	495	677	446	272	254	135	86	94	37
沖縄県県民生活課	761	679	595	524	152	66	68	54	20
沖縄弁護士会									
合計	1,831	1,778	1,403	1,350	998	742	613	572	337

県司法書士会の事業として

当会は、本年度の重点事業の一つに「市民への法的サービスの拡充」を掲げ、会員の破産、調停、個人再生、不当利得返還請求訴訟、貸金被告事件等の実務の拡大と充実に努めます。

同時に、司法書士会館を拠点として、次のとおり多重債務者問題の解決をめざした諸事業を実施します。

1. 市町村や社会福祉協議会、各種相談窓口への相談員派遣を引き続き推進します。
2. なは司法書士総合相談センターの無料相談事業を週2回（火曜日、木曜日）実施しています。
また、やんばる司法書士総合相談センターにおいても月1回の無料相談事業を実地しています。
3. 高校卒業予定者等を対象とした講演会の実施を県下の高校に呼びかけます（啓発・教育リーフレットも準備しています）。若年者に対する法教育の充実に目指し、全ての高校からの講師派遣要請を期待します。
4. 自殺予防やメンタルヘルスの基礎知識や相談技法を学ぶため、医療関係者などの外部講師を招いた研修を行い、場合に応じた適切なアドバイス、当事者が抱え込んでいる問題の全体的な解決のための連携を目指しています。

調 査 報 告

平成 2 3 年 沖 縄 の 自 己 破 産

=平成 2 3 年前半期における新規自己破産申立者の調査報告コメント=

平成 2 3 年 1 2 月

沖縄県司法書士会

調査方法等

- ① 本年 1 月 1 日から 6 月 3 0 日までに県会会員が取り扱った自己破産申立件数（合計 1 2 6 件）を対象にした調査結果です。
- ② 同件数は、6 月末現在の県下の地方裁判所（支部含）新規受付破産申立者（会社関係を除く）4 5 8 件の約 2 7 . 5 %にあたります。
- ③ 本島中南部の調査が主となっており、本島北部の調査は不十分になっています。
- ④ 会員に対して、本年の破産申立者について、事情聴取や申立書記載事項から債務者一人一人についてのアンケート方式で回答を求めました。

報告方法

- ① 調査結果のコメントを行い、その裏付けとなる調査数値等は、末尾にまとめて数値または図表として掲載しました。
- ② コメントでは、平成 9 年からの調査結果も紹介し、各調査項目の推移を比較検討できるようにしました。

調査結果の特徴

1. 年齢別（表 1）

- ① 当会が調査を開始してから引き続き、破産申立者は全ての世代に渡っていますが、3 0 ~ 5 0 代の世代が 9 1 名と全体の 7 2 . 2 %を占めており、いわゆる働きざかり世代に破産申立者が多いことが分かります。
- ② 本年の調査では、昨年より、3 0 代は 1 . 9 %の微増、4 0 代は 4 . 3 %の減少、5 0 代は 3 . 5 %の増加となっています。
- ③ なお、平成 9 年調査からの年齢別推移は下記のとおりです（小数点以下四捨五入）。

	20代	30代	40代	50代
平成9年	19%	31%	21%	17%
平成10年	20%	28%	26%	14%
平成11年	20%	27%	25%	16%
平成12年	12%	30%	24%	20%
平成13年	15%	31%	24%	16%
平成14年	20%	24%	28%	15%
平成15年	20%	29%	25%	14%
平成16年	19%	29%	24%	16%
平成17年	17%	30%	20%	21%
平成18年	17%	23%	28%	19%
平成19年	13%	29%	29%	17%
平成20年	9%	30%	29%	21%
平成21年	13%	26%	27%	19%
平成22年	11%	21%	31%	19%
平成23年	10%	23%	26%	23%

2. 男女別（表2、表3、表3-2）

① 例年どおり女性の申立件数が、男性を圧倒的に上回っており、男性の1.7倍の申立て件数となっています。女性の申立件数が多い理由としては、男性と比べ所得が少なく、自己所有の資産が少ないため破産しやすいこと、養育費をもらえていない状況や非正規雇用による母子世帯の経済的困窮が考えられます。男性の申立件数が少ない理由としては、男性の場合、一般的に自分の経済問題を他人に知らせたくないとする傾向が強いため、経済問題を抱えていても相談を躊躇っている方が多いことが考えられます。

② なお、平成9年調査からの男女別推移は下記のとおりです。（小数点以下四捨五入）

	男性	女性
平成9年	30%	70%
平成10年	37%	63%
平成11年	36%	64%
平成12年	36%	64%
平成13年	36%	64%
平成14年	31%	69%
平成15年	36%	64%

平成16年	39%	61%
平成17年	44%	56%
平成18年	33%	67%
平成19年	35%	65%
平成20年	38%	62%
平成21年	43%	57%
平成22年	42%	58%
平成23年	37%	63%

3. 地域別（表4）

- ① 県内各地の方が破産申立てを行っていますが、今回の調査では、北部地区の方の調査が不十分となっています。
- ② 地域における司法書士会会員の業務受託との関係では偏りも指摘できますので、平成23年の那覇地方裁判所（支部）の新規破産受付件数と調査件数を比較した表を下記に示しておきます。

参考：平成23年度1月から6月までの新規自己破産申立件数

	申立件数	調査件数	調査率
那覇地裁	231	86	37.2%
沖縄支部	168	27	16.0%
名護支部	27	0	0%
平良支部	7	2	29.5%
石垣支部	25	10	40.0%

4. 破産申立前後の職業（表6）

- ① 破産前（申立前6か月）の職業を見ると、さまざまな職業の方が破産申立てを行っていることがわかります。
- ② 「無職・主婦層」、「パート・アルバイト」、「契約社員・その他」などの収入が不安定と思われる層での破産は全体の73.8%で、昨年の58.5%よりも大幅に増えています。特に「パート・アルバイト」の割合は34.1%で昨年の24.6%から増加しています。逆に昨年増加した「会社員」の割合は31.4%から12.7%に減少しています。非正規労働者の拡大により、社会的経済的弱者に借金苦が広がっていることが分かります。

参考：破産前の職業（最近の6年間）

（％は小数点以下四捨五入）

破産前 調査年	会社員	公務員	自営業	パート・ アルバイト	スツク 勤務等	無職・ 主婦	契約社員 ・その他
H17年	54名 (26%)	0名 (0%)	25名 (12%)	64名 (30%)	12名 (6%)	50名 (24%)	7名 (3%)
H18年	41名 (25%)	2名 (1%)	25名 (15%)	57名 (35%)	0名 (0%)	34名 (21%)	3名 (2%)
H19年	32名 (18%)	1名 (1%)	31名 (18%)	54名 (30%)	3名 (2%)	45名 (26%)	9名 (9%)
H20年	45名 (26%)	0名 (0%)	29名 (17%)	57名 (33%)	1名 (0.6%)	36名 (21%)	6名 (3.4%)
H21年	35名 (27%)	0名 (0%)	11名 (8.6%)	39名 (31%)	0名 (0%)	33名 (26%)	9名 (7%)
H22年	37名 (31%)	1名 (1%)	10名 (9%)	29名 (25%)	0名 (0%)	33名 (28%)	7名 (6%)
H23年	16名 (13%)	0名 (0%)	15名 (12%)	43名 (34%)	2名 (2%)	34名 (27%)	14名 (11%)

5. 破産時の職業・収入・公的扶助・家族状況等（表5～表8）

① 破産時の職業では、「無職・主婦」層が、破産前の借入時の27.0％から46.8％に増加しています。職を失ったために、破産を余儀なくされた方が多数いることが分かります。また、「無職・主婦層」、「パート・アルバイト」、「契約社員・その他」などの収入が不安定と思われる層は破産前の73.8％から85.7％に増加しており、厳しい社会情勢のなか、不安定な就労を余儀なくされた方が経済的に困窮し破産に至っていると考えられます。

② 主な特徴は次のとおりです。

イ 破産時の平均収入は、月15万円以下が88.8％を占め、低所得層での破産が多いことを示しています。（表5）

今回の調査では、平均収入が5万円から10万円までの方が前回の27.1％から39.6％に増加しており、全体の平均所得も7.6万円と前回よりも5000円も低くなっています。

参考：破産時の平均収入が月15万円以下の占める割合（小数点以下四捨五入）

平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
86%	90%	80%	84%	83%	86%	89%

ロ 生活保護世帯 36 名 (28.5%) (表 6 附属)

生活保護世帯は 36 世帯で 28.5% となっており、昨年から増加傾向がみられましたが、更に今年は昨年の 19 名から 36 名と 17 名も増加しています。

参考：生活保護世帯の占める割合 (小数点以下四捨五入)

平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
9%	11%	10%	11%	11%	16%	29%

ハ 単身家庭と母子・父子家庭 (表 7)

全国の母子・父子家庭の割合が 1.9% (平成 18 年) にもかかわらず、破産申立者の母子・父子家庭は 22 世帯で 17.4% を占めます。母子・父子世帯が経済的に厳しい状況にあることが分かります。単身世帯の割合も 27.7% と高く、家族関係が生活を保障する生活資源となっていないことが伺われます。また、家族の関係が、地理的に、また、精神的に疎遠になっていることも考えられます。

参考：単身家庭の占める割合 (小数点以下四捨五入)

平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
21%	19%	20%	16%	10%	26%	28%

参考：母子(父子)家庭の占める割合 (小数点以下四捨五入)

平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
13%	19%	19%	24%	12%	21%	17%

ニ 住居では、88.8%の方が賃貸住宅に居住しており、平成 17 年以降最高の割合となっています。(表 8)

参考：賃貸住宅居住者の占める割合 (小数点以下四捨五入)

平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
71%	72%	84%	79%	77%	79%	89%

ホ 本人や家族が病気をかかえている債務者が60名もおり、全体の47.6%も占めています。病気・介護のために経済的にも苦しんでいることが分かります。(表6 附属)

この数値は以下のとおり、平成17年以降ほぼ変わっておりません。

参考：病人世帯の占める割合（%は小数点以下四捨五入）

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
本人	57人(26%)	49人(30%)	46人(26%)	51人(29%)	34人(27%)	41人(35%)	46人(37%)
家族	41人(19%)	31人(19%)	25人(14%)	33人(19%)	27人(21%)	16人(14%)	14人(11%)
合計	98人 46%	80人 49%	71人 40%	84人 48%	61人 48%	57人 48%	60人 48%

へ 債務者個人だけでなく、家庭生活が破綻していることを示す指標としての「家族の破産・調停」も11.1%に及んでいます。(表9) 今回は調査していませんが、債務整理全般を含めると更に多数の世帯が家族で借金問題を抱えているものと思われます。

参考：「家族の破産・調停」の占める割合（小数点以下四捨五入）

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
20%	26%	25%	16%	10%	14%	11%

6. どこから、いくらを借りているか。(表10～表13)

① 平均借入件数は昨年が6.10社でしたが、今回は5.73社と若干の減少があります。

(表10)

なお、「10社まで」の借入で破産するケースが約88.9%です。

参考：10社までの借入で破産する割合（小数点以下四捨五入）

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
85%	73%	72%	73%	87%	92%	89%

② 借入先としては、消費者金融業者がもっとも多く、破産申立者の70.6%が利用しています。

(表11)

昨年はクレジットカード利用の割合は38.1%でしたが、今回の調査では59.5%に急増しています。消費者金融業者からの借入が総量規制で難しくなったため、クレジッ

トカードのショッピングの利用が増えたのではないかと思います。借入先のトップはこれまでと同様、サラ金（消費者金融業者）です。特例金利が廃止され廃業する業者が多かったため、日掛け業者からの借入は昨年の11.9%から4.8%に減少しています。

平均借入額としては、借入額の減少が見られ、消費者金融業者が昨年の170万円から141万円の減少、クレジットカード会社が昨年の133万円から120万円に減少しています。

参考：借入先（複数回答・小数点以下四捨五入）

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
銀行系	45%	42%	49%	45%	45%	48%	36%
サラ金	93%	93%	88%	86%	88%	88%	71%
クレジット	52%	45%	52%	53%	41%	38%	60%
日掛	11%	20%	24%	24%	13%	12%	5%
個人	15%	23%	20%	25%	16%	13%	20%
その他	29%	28%	33%	26%	32%	30%	36%

⑤ 破産者の平均負債額は418万円となっており、昨年の697万5000円から大幅な減少となっています。（表12）

これは、総量規制及びその施行前からの各業者の貸付け基準の見直しにより、支払い能力を超える借入ができなくなったこと、低所得や不安定就労のため、少額な借入に関しても返済が困難な方が増えたためと思われます。負債総額としては300万円以下の負債での破産申立てが84名と全体の66.6%を占めています。100万円以下の負債で破産申立てを行う方も12名おり、今回調査の最小負債額は生活保護受給者の方で30万円となっています。（表13）

参考：負債総額別の破産者の割合（小数点以下四捨五入）

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
0~100万	1%	1%	1%	2%	8%	8%	10%
~200万	20%	18%	22%	22%	29%	33%	37%
~300万	27%	27%	24%	24%	25%	18%	21%
~400万	18%	19%	15%	14%	6%	10%	10%
~500万	9%	12%	7%	7%	4%	3%	6%
~800万	8%	8%	10%	10%	8%	9%	6%

～1000万	3%	3%	4%	4%	2%	5%	2%
～2000万	8%	9%	10%	10%	11%	8%	6%
2000万超	8%	6%	4%	7%	6%	6%	3%

⑥ 破産時の平均債権者数と平均債務総額の推移は次表のとおりです。

参考：破産時の平均債権者数と平均債務総額

平成9年調査	平均12社から	平均787万円の債務
平成10年調査	平均12社から	平均702万円の債務
平成11年調査	平均10社から	平均741万円の債務
平成12年調査	平均10社から	平均1020万円の債務
平成13年調査	平均9社から	平均929万円の債務
平成14年調査	平均10社から	平均764万円の債務
平成15年調査	平均10社から	平均774万円の債務
平成16年調査	平均10社から	平均716万円の債務
平成17年調査	平均8社から	平均577万円の債務
平成18年調査	平均9社から	平均615万円の債務
平成19年調査	平均9社から	平均785万円の債務
平成20年調査	平均10社から	平均684万円の債務
平成21年調査	平均9社から	平均713万円の債務
平成22年調査	平均6.1社から	平均696.5万円の債務
平成23年調査	平均5.73社から	平均418万円の債務

7. 借金の目的（複数回答、表14）

- ① 借金の目的は、生活を補うための94.4%であり、生活苦のため借金に頼らざるを得なかった状況が伺えます。
- ② 借金返済のためとした回答が73.8%あり、返済に追われるなか、やむなく他の借入先から借入を行うという構造が浮かび上がります。
- ③ 保証人や名義貸しも、19%に及んでいて重要な問題です。
- ④ 住宅ローン関連の破産は6.3%でした。各年度の実数は下記のとおりです。

参考：住宅ローン関連の破産者

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
19名	13名	18名	16名	16名	12名	8名

⑤ 借金の目的についての推移は下記のとおり（複数回答・小数点以下四捨五入）

	生活費	保証人等	事業費	遊興費	住宅ローン
平成 9 年	86%	38%	28%	3%	7%
平成10年	82%	22%	26%	3%	6%
平成11年	93%	26%	15%	4%	7%
平成12年	92%	21%	24%	2%	10%
平成13年	91%	24%	19%	3%	14%
平成14年	91%	25%	19%	1%	5%
平成15年	98%	19%	15%	3%	10%
平成16年	91%	28%	17%	1%	8%
平成17年	93%	23%	22%	6%	9%
平成18年	93%	35%	24%	4%	8%
平成19年	90%	29%	23%	5%	10%
平成20年	91%	25%	23%	5%	9%
平成21年	85%	27%	20%	0%	13%
平成22年	84%	20%	25%	3%	10%
平成23年	94%	19%	18%	3%	6%

8. 借金の期間（表16）

① 借金の期間は、「10年以上15年以下」が30.9%で最も多くなっています。最初の借入から破産申立てまで長年借金問題に苦しんできたことが分かります。

② 借りてから3年以内の破産者は2名（1.5%）でした。今回の調査では、総量規制前に借入をされていた方が多数を占めるため、総量規制等の改正貸金業法の影響については後日の調査を待つ必要があります。

参考：借入期間の割合（小数点以下四捨五入）

	3年以内	～5年	～7年	～10年	～15年	15年超
H17年	11%	21%	25%	16%	13%	13%
H18年	10%	12%	20%	17%	18%	22%
H19年	7%	15%	18%	20%	17%	21%
H20年	6%	18%	14%	18%	17%	26%
H21年	9%	17%	9%	23%	17%	24%
H22年	4%	13%	16%	22%	22%	22%
H23年	2%	10%	14%	25%	31%	17%

9. 取立状況（表17）

- ① 自宅への取立が最も多く、36.5%に上っています。職場や家族への取立は減少したままですが、それでもまた4.0%の取立があります。
- ② 前回までの調査では、貸金業者から裁判によって取立られることは5.9%でしたが、今回の調査では18.3%に上っており、金融業者の取立が任意での弁済を求めるものから、法的手段による取立にシフトしていることが分かります。

参考：取立状況（複数回答・小数点以下四捨五入）

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
自宅	78%	91%	86%	72%	85%	39%	37%
職場	16%	19%	14%	18%	6%	3%	4%
家族	11%	14%	10%	7%	2%	2%	4%
違法取立	3%	5%	4%	6%	0%	1%	1%
裁判	5%	7%	4%	3%	6%	6%	18%
強制執行	2%	1%	1%	1%	2%	3%	2%

10 生活への変化（表18）

借金問題を抱えるなかで、離婚・別居した世帯が11世帯あります。

参考：生活への変化（複数回答）

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
離婚	25人	18人	20人	22人	10人	16人	10人
別居	6人	1人	4人	1人	1人	5人	1人
退職	10人	11人	1人	5人	4人	10人	4人
出稼ぎ	3人	6人	4人	6人	1人	2人	0人
	326人中	282人中	212人中	174人中	128人中	118人中	126人中

総 評

今回の破産調査においては、改正貸金業法（総量規制等）の影響による変化は、平成23年6月に完全施行されてからまだ間もないこともあり、顕著には表れませんでした。ただ、借入期間や債権者数を見る限りはこれまでとほぼ変わりませんが、負債総額を見ると418万円と昨年の696万5000円よりも約278万5000円も減少しており、これは総量規制施行に合わせて貸金業者が施行の数年前から貸付基準の見直しを図ったためではないかと思われます。破産件数の増加やヤミ金融の跋扈と言った懸念された事態は、今回の調査を見る限り起こっていないようです。

多重債務者の減少傾向は、今回の破産調査ではそれほど目立ちませんが、貸金業者の減少のほか、裁判手続きや相談件数の減少からもその兆候は読み取れます。今後も多重債務者の減少傾向は続くものと思われ、破産申立者の状況にどのような影響が表れるのか注視が必要です。

また、今回の調査では、破産申立者における低所得世帯の増加、不安定就労者の増加などが目立ちました。単身世帯・母子（父子）世帯や、本人や家族が病気を抱えている世帯も半数近くあります。現在の厳しい経済状況・雇用情勢のなか雇用から排除され、また頼るべき親族等がない方たちが、経済的に行き詰まり破産申し立てを選択せざるを得ない状況が表れています。「貧困層」と呼ばれる層が確実に形成され顕在化してきているように考えられます。今回の調査においても、今日の経済社会環境の変化を背景に、経済的な問題、社会的な関係をめぐる問題、家族関係をめぐる問題、精神保健をめぐる問題など多領域にわたる要因が複雑に絡んで、さらに問題を複雑、深刻化させる悪循環を引き起こし、生活の困難に直面することが増加していることがわかります。

複雑に絡み合った問題の全体的な構造を把握し受け止めないと、問題の悪循環から抜け出し生活再建に結びつけていくことは困難です。

個人の抱える問題やニーズにあわせた支援を目指す展開を地域ぐるみで推し進めていく必要がありますし、これまで、生活費の不足を埋めるため貸金業者に頼っていた経済的弱者に対して、今後どのようなセーフティネットを構築・活用していくか、関係機関とどのように連携して救済していくかが課題といえます。